

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

附 則（平成 23 年 6 月 13 日西相シ第 1 号）
この改正規定は、平成 23 年 6 月 27 日から実施します。

第 18 節の 2 形態 6 3

第 88 条の 2 (略)

(接続方式)

第 88 条の 3 NTT - CS 2 . 1 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (8) (略)

2 (略)

3 NTT - CS 2 . 3 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (2) (略)

(3) 直接協定事業者網の SCP から当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則(平成 9 年郵政省令第 82 号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項(8)に規定します。

ア 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で呼を接続するために直接協定事業者網の SCP から当社網の加入者交換機へ接続オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。

(ア) ~ (カ) (略)

イ ~ ウ (略)

(4) ~ (8) (略)

第 18 節の 2 形態 6 3

第 88 条の 2 (略)

(接続方式)

第 88 条の 3 NTT - CS 2 . 1 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (8) (略)

2 (略)

3 NTT - CS 2 . 3 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (2) (略)

(3) 直接協定事業者網の SCP から当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則(平成 9 年郵政省令第 82 号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項(8)に規定します。

ア 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で呼を接続するために直接協定事業者網の SCP から当社網の加入者交換機へ接続オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。

(ア) ~ (カ) (略)

(キ) 0 A 0 + C D E F + G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

有効受信桁数は 9 桁から 11 桁とします。

イ ~ ウ (略)

(4) ~ (8) (略)

第 88 条の 4 ~ 第 88 条の 7 (略)

第 88 条の 4 ~ 第 88 条の 7 (略)